

平成31年1月18日

部（局）長各位

市長公室長  
総務部長

確定申告期における職員の申告受付業務への派遣について（依頼）

みだしのことにつきまして、2月18日から本庁5階大会議室での受付を皮切りに、同月21日には多度地区市民センター、また、3月4日には長島地区市民センターにおいてそれぞれ受付を開始するところです（各会場の受付期間は別紙のとおりです）。

本庁においては、税務署職員と市職員が協力して受付を進めていますが、両地区市民センターにおいては市職員が中心となって対応し、昨年は全庁からの応援のご協力をいただき申告受付業務を行うことができました。

今回は、別紙のとおり申告受付が重複する期間の削減を試みましたが、2月21日から3月11日までの12日間は重複を避けることができない日程であり、昨年同様に市民税業務経験のある職員の応援を必要とする状況となっております。

これらの現状を踏まえて、下記の概要にて別紙のとおり貴所属課（室）に職員の派遣を依頼させていただきたく存じます。

年度末を控え所属元における業務もご多忙のこととは存じますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 派遣依頼期間：平成31年2月21日（木）から3月11日（月）までの12日間
2. 派遣依頼対象者：平成27年4月1日以降に「税務課 市民税・管理係」から異動した職員（※平成26年度に導入した専用のシステムを用いるため。）

その他詳細は別紙のとおりとさせていただきます。

【事務担当】

税務課長 小林

税務課 市民税・管理係 堀田

内線：149または150